

令和8年度「プッシュ型相談支援事業」業務委託 企画提案公募要領

本公募は、令和8年度の沖縄県当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において当初予算案が否決若しくは修正された場合は、契約の一部又は全部を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

また、本事業は、国の令和7年度補正予算を活用して実施するものです。現在、国において事業実施に向けた手続き等が進められており、今後の国からの通知等によっては、事業内容等が変更される可能性がありますので、予めご了承ください。

この要領は令和8年度「プッシュ型相談支援事業」業務委託に関する企画提案および契約の締結において留意すべき事項を記したものである。企画提案の申請者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

1 事業名

プッシュ型相談支援事業

2 事業の概要および目的

本事業は、県内中小企業の経営基盤を強化するため、積極的に企業訪問等（プッシュ型相談支援）を実施することにより、事業者の経営課題を整理し課題解決の方向性を示す。あわせて、本事業が地域の支援ネットワークのハブとして機能し、課題に応じて最適な支援機関へ速やかにつながることで、経営改善に向けた取組の選択肢が多い早い段階から適切な支援が受けられる体制を構築する。

3 契約期間

契約締結の日～令和9年3月31日

4 委託料上限額

20,000千円（消費税および地方消費税含む）

5 委託業務内容

別添の令和8年度「プッシュ型相談支援事業」に係る業務委託企画提案仕様書のとおり

6 参加資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

(1) 沖縄県内に事業所を有する法人又は県内に事業所を有する者が1者以上参加するコンソーシアムとする。コンソーシアムの場合の要件は以下のとおりとする。

ア コンソーシアムの中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、構成員相互の調整・連携、事務管理を行う機関とし、代表して申請すること。

イ 管理法人は当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤・管理能力を有すること。

ウ 管理法人は県内に事業所等を有し、進捗報告や協議に円滑に対応できる体制を有すること。

- (2) 本事業と類似の実績があり、企画及び実施に必要な知識・経験・実施体制を有していること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤および資金等の管理能力を有していること。
- (4) 中小企業等経営強化法第 31 条第 1 項の規定に基づき、経営革新等支援業務を行う者として認定を受けた者であること。

< 中小企業等経営強化法（抜粋） >

第四節 支援体制の整備

（認定経営革新等支援機関）

第三十一条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「経営革新等支援業務」という。）を行う者であつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定経営革新等支援機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 経営革新又は経営力向上を行おうとする中小企業等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析

二 経営革新のための事業又は経営力向上に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

3 第一項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事務所の所在地

三 経営革新等支援業務に関する次に掲げる事項

イ 経営革新等支援業務の内容

ロ 経営革新等支援業務の実施体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、主務省令で定める事項

4 認定経営革新等支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハマまでに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号いずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (8) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (9) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (10) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を払っていること。
- (11) 労働関係法令を遵守していること。
- (12) コンソーシアムの場合は、管理法人は全要件、全構成員が(4)から(11)までの要件を満たすこと。
- (13) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となって応募することはできない。また、コンソーシアムの構成員は法人単独で応募することはできない。

7 業務委託仕様、企画提案書類について

- (1) 提出期限：令和8年3月19日（木）12時必着（厳守）
- (2) 提出場所：沖縄県商工労働部中小企業支援課（沖縄県庁8階）
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 中小企業支援課
- (3) 提出方法：

下記提出書類を一連にして7部作成し、各書類の間にインデックスで間仕切りを入れた上で、長辺左側に穴をあけ、各部をA4縦型フラットファイルに綴り、持参もしくは郵送(書留郵便)にて提出すること。なお、副本は全て正本の複写とする。

【提出部数：正本1部（片面印刷）、副本6部（片面印刷）、計7部】

※提出書類コ～シについては、正本のみ（1部）の提出で構わない。

※提出書類は、ア～セの順序で編綴すること。

- (4) 提出書類一式

ア	企画提案応募申請書	【様式1】
イ	企画提案書	【様式2】
	企画提案の記載方法は任意だが、別添「企画提案仕様書」等を踏まえ、以下の項目を必ず記載すること。また、審査員が容易に理解できるよう、図表を用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。	
	(ア) 支援の実施方法	
	県内中小企業支援機関との連携体制の構築及びハブ機能の運営、プッシュ型相談支援、フォローアップ支援におけるそれぞれの支援方法	
	(イ) 効果検証の実施方法	
ウ	法人概要表	【様式3】
エ	経費見積書	【様式4】
オ	事業計画書	【様式5】
カ	実施体制	【様式6】
キ	類似・関連事業実績書（過去3年以内）	【様式7】
ク	誓約書	【様式8】
ケ	直近3期分の事業報告書(概要版)、貸借対照表、収支決算書等の経理的基礎を有することを明らかにする書類（設立後、3期を迎えていない法人にあつては、直近までのもの）	
コ	定款又は寄附行為及び登記事項証明書・・・1部	
サ	認定経営革新等支援機関に係る認定書の写し・・・1部	
シ	県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類	
	(ア) 都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書	

<p>(発行後3か月以内のもの)・・・1部</p> <p>(イ) 税務署が発行する「法人税」及び「消費税及地方消費税」に未納がないことの証明書(発行後3か月以内のもの)・・・1部</p> <p>ス (コンソーシアムの場合) コンソーシアム協定書(写)、上記ウ、キ～シを構成員毎に提出</p> <p>セ 沖縄県の認証制度を取得している場合は、取得していることが分かる根拠資料(所得向上応援企業認証制度、人材育成企業認証制度、ワーク・ライフ・バランス企業認証制度、経営革新計画認証制度、パートナーシップ構築宣言企業)</p> <p>ソ 企画提案概要</p>
--

8 応募スケジュール(以下から記載する日時の年は、全て令和8年とする)

契約までのスケジュールは次のとおりを予定しているが、変更することもあり得る。

- (1) 公募期間：公告の日～3月19日(木)12時まで ※応募書類必着
- (2) 質問期間：公告の日～3月12日(木)16時受付分まで
- (3) 企画提案審査：3月30日(月)予定(別途通知)
(別途通知。プレゼンテーション審査を予定)
- (4) 委託事業者決定及び審査結果通知：4月上旬
- (5) 契約締結、事業開始：4月上旬

9 審査・選定方法

応募資格、申請書類及び添付書類の確認を行ったうえで、各要件を満たしている者に対して、令和8年3月23日(月)までにその後の審査日程等について通知する。

- (1) 選定に当たっては、沖縄県商工労働部内に設置する委託業者選定委員会において、提案内容や経費等を、企画提案審査要領に基づき審査し、最も優れた1者を選定する。応募者が1者であった場合は、選定委員会において妥当性の審査を行う。審査結果については、3月下旬に電話及び文書で通知する。

※ 応募状況や提案内容等を踏まえ、企画提案審査を書面審査にて行う場合がある。その際は、審査日程等の通知と合わせて通知することとする。

※ 審査前に県担当者が確認・ヒアリングを求める場合がある。なお、提出書類等の返却は行わない。

※ 審査結果についての異議申立て、質問等は受け付けない。

- (2) 審査基準

審査は、令和8年度「プッシュ型相談支援事業」企画提案審査要領により、令和8年度「プッシュ型相談支援事業」に係る業務委託業者選定委員会において行うこととする。

審査においては、以下の5つの項目を評価指標とし、最も優れた提案者を選定する。

- ① 適合性：本事業の事業趣旨、目的を理解した提案であるか。(5点)
- ② 具体性：企画提案書が具体的、効率的かつ効果的であるか。(20点)
- ③ 実効性：企画提案内容を円滑に実施することができる組織体制・役割分担、スケジュール、類似事業実績があるか。(20点)
- ④ 経済性：経費見積が期待される成果に対し、妥当・効率的な積算となっているか。(5点)

【特記事項】

選定審査においては、以下の沖縄県の認証制度の取得状況に応じ、審査結果に加点することとする。これらの認証制度を取得している場合は、取得していることが分かる根拠資料を企画提案書に添付すること。

- ・所得向上応援企業認証制度
- ・人材育成企業認証制度
- ・ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
- ・経営革新計画認証制度
- ・パートナーシップ構築宣言企業

10 質問事項

- (1) 質問方法：本応募要項及び企画提案仕様書に関して質問がある場合は、質問書【様式9】に質問事項を記入のうえ、電子メールによって提出することとし、送信後速やかに問い合わせ先の担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。
- (2) 問合せ先：沖縄県商工労働部中小企業支援課（担当：下地） 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
電 話：098-866-2343（質問期間中の平日 8：30～16:00 を問合せ対応時間とする。）
E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 回答方法：令和8年3月13日（金）までに中小企業支援課ホームページに掲載する。

11 経費の計上

- (1) 対象経費：事業の執行に必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

経費区部	内 容
I. 直接人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費（雇用関係にある者）
II. 直接経費	旅費、使用料、謝金、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等本事業に直接必要な経費
（再委託費）	県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせる（委任又は準委任）ために必要な経費及び仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費。再委託費は、総経費の50%未満とすること
III. 一般管理費	経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた経費 「（直接人件費+直接経費-再委託費）の10%以内」
IV. 消費税	上記の単価にすでに含まれている場合には、消費税相当額を除いたうえで経費を計上すること。また、消費税及び地方消費税として10%（1円未満切捨て）で計算すること。

- (2) 事業費として計上できない経費

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業中の事故・災害処理のための経費 ・建物等施設に関する経費 ・その他事業に関係のない経費 |
|--|

- (3) 留意事項

- ① 再委託を行う際はあらかじめ県の承認を得ること。また再委託費は総経費の50%未満とすること。
- ② 各経費は、単価、月数、回数、個数等見積条件が分かるように明記すること。

12 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画提案に参加する経費等については参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項 (※) の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 本要領に違反すると認められる場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部中小企業支援課と受託者とで別途協議して決めることとする。

13 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 8 階
沖縄県商工労働部中小企業支援課 金融班 担当：下地
電話：098-866-2343 F A X：098-861-4661
E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp